

預金口座付番に係る個人番号の利用目的の変更（追加）について

平成 27 年 9 月に改正された「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」、その他関連法令に基づき、預金口座へのマイナンバー（個人番号、法人番号）の付番が平成 30 年 1 月 1 日から開始されます。

このため、当金庫は、個人情報保護法第 15 条第 2 項および第 18 条第 3 項を踏まえ、個人番号の利用目的を以下のとおり変更（追加）することをご連絡いたします。

なお、変更日は預金口座付番が開始される平成 30 年 1 月 1 日からといたします。変更（追加）点は下線部をご覧ください。

個人番号の利用目的（変更後）

- ・ 出資配当金の支払に関する法定書類作成・提供事務のため
- ・ 金融商品取引に関する口座開設の申請・届出事務のため
- ・ 金融商品取引に関する法定書類作成・提供事務のため
- ・ 金地金取引に関する法定書類作成・提供事務のため
- ・ 国外送金等取引に関する法定書類作成・提供事務のため
- ・ 非課税貯蓄制度等の適用に関する事務のため
- ・ 教育等資金非課税制度等に関する法定書類作成・提供事務のため
- ・ 報酬、料金、不動産の使用料等の支払に関する法定書類作成・提供事務のため
- ・ 預金口座付番に関する事務のため

※追加する個人番号の利用目的は、平成 30 年 1 月 1 日より前にお届けいただいた個人番号についても適用されます。

預金口座付番について

金融機関は、お客様の預金口座に係る情報をマイナンバーと紐付けて管理することが義務付けられ、行政機関等による税務調査や社会保障における資力調査への回答、あるいは預金保険法の規定に基づく預金の名寄せのために、お客様のマイナンバーを利用することになります。

したがって、平成 30 年 1 月 1 日以降は、新規で預金口座を開設する場合など、ほとんどの取引において、お客様にマイナンバー届出の協力をお願いすることになります。

なお、預金口座付番を目的としたマイナンバーの届出は、お客様の義務ではありません。

以 上